

第8章 貿易関連投資措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

1980年代後半において、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資を受け入れるに当たって、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカル・コンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、ガット第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は、直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、かかる義務については、各国は自由に留保を付すことができるようになっており、実際にも各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

(2) 法的規律の概要

1947年のガットにおいても、内国民待遇及び数量制限に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIM」）の規律の在り方が議論され、「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIM協定）として合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするガット第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMの禁止を規定し、特にローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表8-1）を例示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の

<図表8-1> 明示的に禁止されたTRIMの例

①ローカル・コンテンツ要求	進出企業に対して、国内産品の購入・使用を要求する措置。特定の産品、産品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（ガット第3条4項違反）
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（ガット第3条4項違反） ----- 進出企業に対して、国内生産に使用される産品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（ガット第11条1項違反）
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される産品（部品等）の輸入を制限する措置。（ガット第11条1項違反）
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の産品、産品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（ガット第11条1項違反）

優遇措置（補助金、免税等）を得るための条件とされるものも含まれることを規定した。（図表8-1に示されたTRIMは、あくまで例示であり、TRIM協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない。）

同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のガット上の義務が明確化されることによって、各国の措置のガット整合化が促進されることが強く期待されている。WTO協定発効後、当該措置の実施国は、（図表8-2）に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

<表8-2> TRIM協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIM（当該TRIMは協定発効後90日以内に通報することを要する。）については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMがガット第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性にかんがみて一定の例外を認めるガット第18条の規定にかなっていれば、当該TRIMを維持することができる。
③衡平規定	TRIMを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMを適用することができる。

(3) TRIM撤廃期限の延長

TRIM協定においては、協定に適合しないTRIMを物品理事会に対して通報することを義務づけており、27か国からTRIMの存在が通報されていた。通報された各国のTRIMは、（図表8-3）のとおりであり、自動車及び農業分野においてローカル・コンテンツ要求を課しているものが多かった。

この通報がなされたTRIM措置については、1999年末をもって廃止のた

めの経過期間が満了した（ただし、ウガンダは後発開発途上国であるので、2002年1月1日が廃止期限である）。

TRIM 協定においては、廃止につき特別の困難があることを立証する場合には、通報した TRIM 措置に係る経過措置の延長を要請できることを規定しており（第5.3条）、フィリピン（1999年10月）、コロンビア（1999年11月）、メキシコ、ルーマニア、パキスタン、アルゼンティン、マレーシア、チリ（1999年12月）、タイ（2000年5月）、及びエジプト（2001年2月）から、最短1年から最長7年にわたる延長の要請がなされた。

1999年にシアトルにおいて開催された第3回閣僚会議では、開発途上国に認められた経過期間を延長するかどうかも議論されたが、何らの合意も得られなかったため、2000年以降も WTO（一般理事会及び物品理事会）においてその取り扱いが検討されてきた。

この検討は難航を極めたが、最終的に2001年11月に、チリについて2001年12月末まで無条件で、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、撤廃計画を提出し、撤廃状況についてのレビューを受けることを条件に2003年12月末（ただし、フィリピンについては2003年6月末）まで TRIM 撤廃の経過期間を延長することが決定された（エジプトについては未決着）。

2001年11月に延長決定された各国の TRIM 措置に関し、撤廃計画の履行状況は以下のとおりである。アルゼンチンは、自動車分野における輸出入均衡要求については2003年末に予定通り撤廃するとしているが、ローカル・コンテンツ要求部分については2003年末の撤廃期限を遵守するか未だ方針を明らかにしていない。メキシコは、撤廃計画に従い、ローカル・コンテンツ要求を定めた自動車令を2003年末に廃止予定である。マレーシアは、2003年末の期限を目指して、2002年1月1日から自動車セクターにおける現地調達プログラムの段階的除去を開始した。フィリピンは、2002年1月22日付けで、自動車に関するローカル・コンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003年7月1日をもって0%とすることを決定した。パキスタン

〈図表8-3〉 各国における TRIM 措置一覧

	延長期間	ローカル・ コンテンツ 要求	輸出入 均衡要求	為替規制	輸出制限
アルゼンティン	2003.12.31	●	●		
ボリヴィア					△
バルバドス		◇			
チリ	(2001.12.31)	○	○		
コロンビア	2003.12.31	○◆	○◆		
コスタリカ		△			
キューバ		○ △			
サイプラス		◇			
ドミニカ共和国	△	◇△			
エクアドル		○			
インドネシア		○◇△			
インド		△			◇△
メキシコ	2003.12.31	●			
マレーシア	2003.12.31	●			
パキスタン	2003.12.31	● △			
ペルー		◇			
フィリピン	2003. 6.30	●		●	
ウガンダ		△	△		
ルーマニア	2003.12.31	▲			
タイ	2003.12.31	◆△			
ウルグアイ				○	
ヴェネズエラ		○			
南アフリカ		○◇△			

(注1) 延長要請のなかった TRIM 措置

○：自動車分野、◇：農業分野、△：その他

(注2) 延長要請の行われた TRIM 措置

●：自動車分野、◆：農業分野、▲：その他

(注3) エジプト、ナイジェリア及びジョルダンも、産業振興のためのインセンティブ制度を有している旨通報しているが、その種類、対象分野については、不明。

(注4) その他、ポーランドが、キャッシュレジスターにつき税還付制度を有している旨通報している。

は、自動車分野におけるローカル・コンテンツ要求を有するが、同措置を定めた自動車政策の5年間延長を決定していることから、撤廃期限が遵守されるかどうかは不透明である。

以上のとおり、一部途上国の TRIM の撤廃期限については、最長で 2003 年末まで延長することが認められ、撤廃計画に従い徐々に撤廃を進めている国も見受けられるが、今後も、延長を認められた当該 TRIM を各途上国が撤廃計画に即して撤廃するのかどうかを引き続き注視していく必要がある。

(4) 経済的インプリケーション

TRIM は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。

例えばローカル・コンテンツ要求措置として、進出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。その場合、当該国の完成品産業はせいぜい輸入代替の役割は果たすものの、それ以上の発展は困難となる。さらに、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

コラム◆ WTO における投資ルール策定の動き**1. 投資に関する国際ルールを巡る状況**

現在 WTO ではマルチ投資ルールに関する検討が進められている（補論・第1章「新ラウンドの動向」参照）。この背景には、国際的な経済活動の中で直接投資（FDI）の占める比重が飛躍的に拡大する一方で、多くの投資家が投資先国における関連法令の不透明性や外資参入制限といった問題点に直面している事が挙げられる。その改善のためにも、二国間・地域間での取り組みに加えて多国間での投資ルールを策定することの必要性が指摘され、現在の WTO での活動に至っている。

投資に関する多国間ルールに関しては、投資に係る国際紛争の解決手続を規定した ICSID（国際投資紛争解決センター）条約や、開発途上国向けの民間直接投資を促進することを目的として投資保険機関の設立を規定した MIGA（多国間投資保証機関）条約などが存在するものの、その範囲や対象は限定的である。

また、OECD（経済協力開発機構）において、加盟国間での多国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）を策定するための交渉を1995年から開始したが、過度な自由化義務、一般例外の扱い、環境・労働等の配慮等について議論が紛糾し、最終的には、高い規律が国家主権を侵害する恐れがあること等を理由にフランスが交渉から離脱したことから1998年に交渉が中止されている。

2. WTO における投資関連規律**(1) 既存協定**

現在 WTO で新たな投資ルールを検討しているが、ウルグアイ・ラウンド交渉で合意された既存の協定の中にも、以下のように投資の一部に関する規律を含むものが存在する。

① TRIM 協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）

TRIM 協定では、ガットの基本原則である内国民待遇及び輸出入数量制

限の一般的禁止に違反する貿易関連投資措置を禁止している。

② SCM 協定（補助金及び相殺措置に関する協定）

SCM 協定は、貿易歪曲効果が高い補助金を規律する観点から、特定のある補助金の付与に関する規定を定めている。投資受入国政府は投資を誘致するにあたってインセンティブとしての補助金交付を行うことがあるが(税の軽減など)、かかる交付が特定の企業ないし特定の産業分野に限定される場合には、SCM 協定の定義するイエロー補助金（特定性を有する補助金）に該当する。なお、SCM 協定は物品の貿易に関連する補助金の付与を規律するものであるため、あらゆる投資インセンティブが規律の対象となるわけではない点には留意すべきである。

③ GATS（サービス貿易に関する一般協定）

GATS では、第1条2項においてサービス貿易の提供を4つの形態(モード)に分類し、そのうち、第3モード（商業拠点の越境によるサービスの提供）がサービス分野での直接投資に該当する（銀行による支店の設置等）。GATSにより、WTO加盟国は、透明性及び最恵国待遇の義務については原則として全てのサービス分野において、内国民待遇及びマーケットアクセスの義務については約束を行ったサービス分野について、保証することとされている。

(2) 「貿易と投資の関係に関する作業部会」での検討

1996年12月の第2回WTO閣僚会議（シンガポール）での閣僚宣言において「貿易と投資の関係に関する作業部会」の設置が決定された。同作業部会は、1997年から2001年までの間に15回の会合を行い、FDIの経済効果や開発政策に与える影響といった投資に関する分析作業から、投資ルールにおける「定義」「透明性」「開発条項」等のあり方といった具体的な条項に関する議論に至るまで、幅広い内容での検討作業を行った。なお、シンガポール閣僚宣言では「行われる作業が交渉が将来開始されるか否かを予断してはならない」、「交渉を将来行うとしても、交渉についての明示的なコンセンサスによる決定がWTO加盟国間でなされて初めて行う」旨

が明記されており、投資ルールの具体的内容についての検討を行おうとした場合に作業部会におけるマンデート上の制約が存在していたことは事実である。

(3) 投資ルールの構成要素

第4回ドーハ閣僚会議に向けては、作業部会活動に加え投資ルール策定を支持する推進派グループが中心となって投資ルールの構成要素について検討を行った。主な要素としては、①国際的な投資環境の透明性、安定性、予見可能性を確保するための協定とする、②規律の対象となる「投資」はFDIを基本とする、③透明性、無差別性（内国民待遇及び最恵国待遇）の義務を中核とする、④紛争処理手続については国対国の紛争に限定する、⑤投資受入国の開発政策や規制権限を尊重する、などが挙げられていた。

(4) 第4回閣僚会議での議論及び結果

2001年11月にカタール・ドーハで開催された第4回閣僚会議では、WTO投資ルール策定のための交渉を直ちに開始すべきと主張する我が国やEC等の推進派と、交渉開始は時期尚早であり作業部会での検討を継続すべきと主張するインド、マレーシア、多くのアフリカ諸国等の反対派との間で議論が収斂せず、調整の結果、採択された閣僚宣言において「次回閣僚会議までは作業部会において投資ルールの構成要素についての明確化に焦点を絞った検討を行い、次回閣僚会合において交渉のモダリティに関しての決定を明確なコンセンサスで行った上で、交渉を開始する」と記述することで合意がなされた。途上国が交渉開始に反対をしていた主な理由として、一方で経済発展のために投資を誘致する重要性を感じていながら、他方で外国企業の直接投資を制限することによって自国産業の育成等の開発政策を維持したいという相反するニーズを抱えていること、既存協定の実施が重大な負担であり、新たな分野でのルール策定に対応する準備が整っていないこと、等が指摘できよう。

今後、2003年9月にメキシコ・カンクン市で開催される第5回閣僚会議において、加盟国間で交渉モダリティについての決定についての合意を行

第II部 WTOルールの概要

う必要があるため、作業部会において引き続き具体的なルール内容を念頭に置いた検討作業を集中的に行っていくことが必要である。